

岐阜都市計画事業 穂積駅南土地地区画整理事業施行規程（ダイジェスト）

章	主な構成	内容																		
第 1 章	総則	- 趣旨は、穂積駅南土地地区画整理事業の施行に関し、必要な事項を定める。 - 事業の名称は、岐阜都市計画事業穂積駅南土地地区画整理事業という。 - 施行地区に含まれる地域の名称は瑞穂市別府堤内二ノ町、三ノ町の各一部 - 事業の範囲は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行う、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業とする。 - 事業の事務所は瑞穂市宮田 3 0 0 番地 2、瑞穂市役所奥南庁舎内に置く。																		
第 2 章	費用の負担	費用の負担は、公共施設管理者負担金、国庫補助金又はその他の補助金、交付金を除き、瑞穂市が負担する。																		
第 3 章	土地地区画整理審議会	- 審議会委員の定数は、10 人（内、学識経験者の定数は、2 人）とする。 - 委員の任期は、5 年とする。（ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間） - 委員の選挙は、立候補制とする。																		
第 4 章	地積の決定の方法	- 基準地積は、この条例の施行の日現在における土地登記簿上の地積とする。ただし、施行日現在において登記されていない土地については、施行者が実測した地積とする。 - 地積が事実と相違するときは、施行日から 60 日以内に根拠書類を添えて施行者に実測による地積の確認を申請することができる。																		
第 5 章	評価	- 評価員の定数は、3 人とする。 - 宅地及び換地の評価は、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。 - 所有権以外の権利（地役権を除く）の価額は、それぞれの権利の価額割合とする。 - 権利の価額割合は、従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。																		
第 6 章	清算	- 清算金の額は、従前の宅地の権利価額（従前の宅地の価額に比例率を乗じた価額）と当該換地の価額との差額とする。 ※比例率：従前の宅地の価額総額と換地の価額総額を同額とするための比率 - 清算金の分割徴収又は分割交付 ① 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が 5 万円以上である場合は、分割徴収し、又は分割交付することができる。（清算金を分割徴収する場合の利率は、換地処分公告の日の翌日における法定利率とする。R 7 年は 3.0％） <table><tr><th>徴収又は交付すべき清算金の総額</th><th>分割徴収又は分割交付する期限</th><th>分割の回数</th></tr><tr><td>5 万円以上 2 0 万円未満</td><td>1 年以内</td><td>2</td></tr><tr><td>2 0 万円以上 4 0 万円未満</td><td>2 年以内</td><td>3</td></tr><tr><td>4 0 万円以上 7 0 万円未満</td><td>3 年以内</td><td>4</td></tr><tr><td>7 0 万円以上 1 0 0 万円未満</td><td>4 年以内</td><td>5</td></tr><tr><td>1 0 0 万円以上</td><td>5 年以内</td><td>6</td></tr></table>	徴収又は交付すべき清算金の総額	分割徴収又は分割交付する期限	分割の回数	5 万円以上 2 0 万円未満	1 年以内	2	2 0 万円以上 4 0 万円未満	2 年以内	3	4 0 万円以上 7 0 万円未満	3 年以内	4	7 0 万円以上 1 0 0 万円未満	4 年以内	5	1 0 0 万円以上	5 年以内	6
徴収又は交付すべき清算金の総額	分割徴収又は分割交付する期限	分割の回数																		
5 万円以上 2 0 万円未満	1 年以内	2																		
2 0 万円以上 4 0 万円未満	2 年以内	3																		
4 0 万円以上 7 0 万円未満	3 年以内	4																		
7 0 万円以上 1 0 0 万円未満	4 年以内	5																		
1 0 0 万円以上	5 年以内	6																		

第 6 章	清算 (つづき)	② 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第 2 回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算して 1 年を経過した日とする。 ③ 清算金を分割して納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。 ・徴収清算金を滞納した場合は、年 10.75 パーセントの割合の範囲内の延滞金を徴収する。(ただし、延滞金の割合の特例により下記のとおり) <table><tr><th></th><th>本則</th><th>特例</th><th>令和7年中の割合</th></tr><tr><td>延滞金：納期限1ヶ月以内</td><td>7.3%</td><td>延滞金特例基準割合+1.0%</td><td>2.4%</td></tr><tr><td>延滞金：納期限1ヶ月経過後</td><td>10.75%</td><td>延滞金特例基準割合+7.3%</td><td>8.7%</td></tr></table>		本則	特例	令和7年中の割合	延滞金：納期限1ヶ月以内	7.3%	延滞金特例基準割合+1.0%	2.4%	延滞金：納期限1ヶ月経過後	10.75%	延滞金特例基準割合+7.3%	8.7%
	本則	特例	令和7年中の割合											
延滞金：納期限1ヶ月以内	7.3%	延滞金特例基準割合+1.0%	2.4%											
延滞金：納期限1ヶ月経過後	10.75%	延滞金特例基準割合+7.3%	8.7%											
第 7 章	雑則	・事業地内の宅地について権利を有する者で本市に居住しないものは、事業の施行に関する通知又は書類の送達を受けるため、本市に居住する者のうちから代理人を選定できる。 ・事業地内の宅地又は建築物等に関する権利について異動を生じたときは、当事者双方が連署して遅滞なくその旨を施行者に届け出なければならない。 ・この条例に定めるもののほか、事業の施行について必要な事項は、市長が別に定める。												
付 則	施行期日	・この条例は、岐阜都市計画事業穂積駅南土地地区画整理事業の事業計画の決定の公告の日から施行する。												